

平成27年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成27年12月18日 午前10:00

○閉 会 午前11:55

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成27年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成27年12月18日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第73号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）について
- 日程第 2 議案第74号 潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）について
- 日程第 3 議案第75号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第76号 潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第77号 潟上市入湯税条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第78号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第79号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第80号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第81号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第82号 潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第11 議案第83号 追分自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第84号 羽立神明自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第85号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第86号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第87号 ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第88号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第17 議案第89号 平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第18 議案第90号 平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 1 9 議案第 9 1 号 平成 2 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 1 議案第 9 3 号 平成 2 7 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 2 議案第 9 4 号 平成 2 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 3 議案第 9 5 号 平成 2 7 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
(案) について
- 日程第 2 4 陳情第 9 号 マイナンバー制度の平成 2 8 年 1 月実施の延期と改正案の
凍結を求める意見書の提出についての陳情
- 日程第 2 5 陳情第 1 1 号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機
関への意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 6 陳情第 1 2 号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度
など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書
- 日程第 2 7 陳情第 1 3 号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見
書を求める陳情書
- 日程第 2 8 陳情第 1 4 号 沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米
軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求
める陳情
- 日程第 2 9 陳情第 1 5 号 T P P 交渉に関する陳情

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成27年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第73号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）について から 日程第29、陳情第15号 TPP交渉に関する陳情 まで】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、議案第73号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）についてから日程第29、陳情第15号、TPP交渉に関する陳情までを一括議題とします。

各常任委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各委員長報告の後、条例（案）・指定管理者の指定及び陳情については、議案ごとに採決まで行いますが、平成27年度各会計補正予算（案）については、質疑までとし、委員長報告が全て終了後に討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。16番大谷貞廣総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成27年12月10日、11日

2. 出席委員 佐々木嘉一、西村 武、千田正英、鈴木斌次郎、堀井克見、
大谷貞廣

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、部長待遇財政課長、
議会事務局長、各関係課長

4. 書 記 教育部 文化スポーツ課 菊地秀征さん

5. 審査の経過と結果

付託された議案についての現場視察

- ・議案第88号関係の天王南中学校柔剣道場です。

議案第73号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布等により、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、潟上市入湯税条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第81号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、仁山分館、真形分館及び草生土分館の解体工事に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第82号、潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、昭和歴史民俗資料館の老朽化に伴い、周辺施設の良好な環境を確保するため同施設を解体し、条例を廃止するものです。

委員からは、今後の文化財の保護・保存について、どう取り組むのかとの質問があり、当局からは、市内の文化財を保護・保存し、後世に継承することは非常に重要なことであり、貴重な文化財が見られる環境づくりを整えていくことが必要だと考えているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第83号、追分自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、追分自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、行政の効率化の観点から他の集会施設も指定管理できないものかとの質問があり、当局からは、今後は他の集会施設についても検討していきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、羽立神明自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、羽立神明自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、運営委員会が指定管理者となることについて、法律上どうなのかとの質問があり、当局からは、法律上問題はないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項5目教育費国庫補助金673万2,000円の増額は、学校施設環境改善交付金で、天王南中学校柔剣道場天井改修工事にかかわるものです。

14款2項6目消防費県補助金1,080万8,000円の増額は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の追加交付によるものです。

20款1項6目教育債1,410万円の増額は、中学校整備事業債で天王南中学校柔剣道場改修工事にかかわるものです。

続いて、歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項11目生活交通費451万6,000円の減額は、地域公共交通網形成計画策定委託料の1,482万9,000円の減額と、マイタウンバス運行費補助金1,012万円の増額が主なものです。マイタウンバス運行費補助金については、新庁舎開庁に伴う路線再編による事業費の追加です。

9款1項1目消防費1,323万円の増額は、消防備品の購入に伴うもので、年次計画により消防小型動力ポンプを7台追加購入するものです。

10款3項1目学校管理費2,199万8,000円の増額は、天王南中学校柔剣道場天井改修工

事2,016万円が主なもので、学校教育施設の耐震規制強化による、吊り天井の改修工事にかかわるものです。

10款3項2目教育振興費699万7,000円の増額は、消耗品費350万9,000円と学校備品348万8,000円で、来年度から教科書改訂に伴い、指導用教科書・備品を今年度中に配備するものです。

委員からは、教員への配付状況について質問があり、当局から、学年・教科ごとに1冊とするなど、必要最低限の要求となっているとの回答がありました。

12款1項2目利子6,112万8,000円の減額は、前年度借入分5,939万円の減額が主なもので、借入利率の確定に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第9号、マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情。

本陳情は、国会において審議・可決された事項であるため、意見書の提出はすべきではないと、全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情第11号、憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情。

本陳情も既に国会において審議・可決された事項であるため、意見書の提出はすべきではないと、全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情第14号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情。

本陳情は、現在、国と沖縄県が裁判をしている最中の案件であり、今後の動向を見て判断することから、継続審査すべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数により継続審査とすべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第73号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第73号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第76号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第77号、潟上市入湯税条例等の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(戸田俊樹) 入湯税条例等の一部を改正する条例ですから、このとおりなんでしょうけれども、この段階で、くらの温泉の現況について何か委員から当局に対しての質問やご意見や、または現状こうだという行政当局からのお話があったかどうか、並びにくらの温泉の経営状況についての話し合いがあったかどうか、その辺についての審査の経過をご報告をお願いします。

○議長(伊藤榮悦) 16番。

○総務文教常任委員長(大谷貞廣) 特別ございませんでした。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第77号、潟上市入湯税条例等の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第81号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第81号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第82号、潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第82号、潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第83号、追分自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（佐藤義久） 当局からのご答弁で、今後、他の集会施設というふうにお答えいただいているようですが、大変結構なことだと思いますけど、自治会館に限定するものであるかどうか、その辺の説明をもう少し話し合いあったら教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 指定管理できる施設は自治会館が今現在4施設だけで、その他の集会の施設はできませんという回答がありました。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第83号、追分自治会館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第84号、羽立神明自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 運営委員会が指定管理者となることに法律上どうなのかとの質問があったということで、当局は法律上問題ないと。法律上問題ないというその根拠をお知らせしていただきたい、それらの話し合いが委員会ではなされたかどうか。

というのは、指定管理制度を設けますと、当然利用料をいただくと。そしてその集会所や町内会で、それらについて収入支出等々の決算をしなきゃいけないわけですが、そのときの法人化というよりも登記上、この指定管理制度のところが法律上、特に問題がないかどうか、その辺の話し合いされたかどうか、経過をお知らせください。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 潟上市の公の施設に関する指定管理者の指定の手続等に関する条例と規則があって、この選定要綱に従ってやっていると、そういうことです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 私の聞いていることへの答弁としては、ちょっと、ボタンがちょっと掛け違いしているのかなと思うんですけども、もう一度答弁をお願いします。

なお、こういうふうな指定管理制度になって収益が出ますと、どういう処理をされるか、その段階で登記上の方の責任がどの辺まで及んでおるのか、当局がどのような指導、指示をされるのか、そういうことについての話し合いがされたかどうかということです。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） そこまではありませんでした。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第84号、羽立神明自治会館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（佐藤義久） 9款1項1目に7台の動力ポンプ車追加購入とありますけれども、その内訳についてお知らせいただけますか。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 追加分は天王2分団、昭和2分団、飯田川3分団で7台になっております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

陳情第9号、マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情について、質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） マイナンバー制度については、今の時点でも通知カードが500万世帯以上の方が未届けなっているという状況の中で1月1日からの実施というのは、無理があるんじゃないかということで、そういう話が、現状を踏まえての話があったのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） ただいまのお話はなかったです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 総務文教常任委員会の審査が二日にわたって行われたわけですが、この陳情の部分については、一部報道による総務大臣の秋田県潟上市においてマイナンバーが発行されない件があるというニュースがあったわけで、その段階では既にこの陳情は不採択ということにされたと思いますけれども、もう当局では既に10月5日の段階で、このことについては本人の移動・移入等についてももうわかってて、コンピューターによって連絡済みで、向こうも受け取ったということであったけれども、実際は発行されないままということであったということ、所管は総務文教常任委員会よりも市民課のある社会厚生常任委員会の方の問題だったと思うんですけれども、その辺、当局からは何もなかったのか、それとも、もう既に陳情不採択ということで決定しておったので、そのニュースは後であったということなのか、その辺の時系列についてはいかがでしたでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） ただいまのお話は、時系列と言われましたですけども、私もメディアの関係で新聞を見たら、本議会終わってからこの話が出てあったはずなんです。本委員会の中では、陳情について何も話はございませんでした。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ここの部分については、市民福祉部長からの発言が後でありますので、その説明はあるかと思えます。委員会ではそういう話がなかったということですので。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は、採択について諮ることになりますので、間違いにならないようお願い致します。陳情第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立少数です。したがって、陳情第9号は、不採択することに決定しました。

陳情第11号、憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第11号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立少数です。したがって、陳情第11号は、不採択することに決定しました。

陳情第14号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） この陳情については、賛成多数ということですがけれども、その他の賛成多数の以外の方の意見というのは、どういう意見だったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 陳情の件については、国と沖縄県が裁判している最中の案件であり、地方議会が結論を出す状況にないと思います。どちらの言い分も一理あると、こういうような。それから、沖縄も全土が同意見ではないだろうと。国を守るとは国の責任であって、沖縄の人の意向もあることながら、日本国民のことを考えればというようなこともありました。けれども、採決の結果、継続審査3、採択の方に2と、こういうことで継続審査ということに決まりました。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番。反対討論ですね。

○8番（藤原典男） 陳情第14号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情については、委員長の報告では継続審査ということですがけれども、私はこの問題については、この場ですぐ採決すべきということで、その理由について討論したいと思います。

戦後70年にして沖縄の皆さんは基地問題に対して一定の判断をしております。名護市議選、名護市長選、県知事選、衆議院選挙では、米軍基地に反対する勢力が圧勝しております。民意ははっきりしているので、その民意を尊重すべきではないかと思えます。

この陳情の内容については、辺野古の基地をさらに拡大する、基地をそこにつくって拡大していく、そういうこと、これに対する沖縄県民の声は、もう民意ははっきりしておりますので、継続審査ではなくて、この場ですぐ採決をすべきだということで終わり

ます。

○議長（伊藤榮悦） 次に、継続審査に賛成の討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり
継続審査することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番 鑑 仁志社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 皆さん、おはようございます。

それでは、私の方から平成27年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、
会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成27年12月10日

2. 出席委員 澤井昭二郎、戸田俊樹、伊藤正吉、伊藤榮悦、菅原久和、鑑 仁志

3. 説明当局 市民福祉部長、福祉事務所長兼社会福祉課長、各関係課長

4. 書記 市民福祉部 健康推進課 伊藤由美子さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について報告致します。

議案第74号、渦上市個人番号カードの利用に関する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるため条
例を制定するものです。

委員からは、個人番号カードを申請しない場合、不利益なことがあるかとの質問があ
り、当局からは、従来の住基カードの使用も有効期限内は利用可能で、個人番号カード
を作らない場合でも証明書等の発行には支障がないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、渦上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の施行に伴い、住民基本台帳カードに代えて個人番号カードを印鑑登録証として利用す

るため条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第78号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第79号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金144万円と14款1項1目民生費県負担金72万円の増額は、母子生活支援施設への入所者数の実績見込みによるもので、国の補助率が2分の1、県の補助率が4分の1です。

19款5項5目雑入1,107万1,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金で、26年度実績に伴う精算による返還分です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の増額の主なものは、13節委託料の個人番号カード印字システム委託料104万4,000円です。

3款1項6目老人福祉費127万7,000円の減額の主なものは、敬老式関係予算の精算によるものです。

7目介護保険費549万2,000円の増額は、介護保険事業特別会計繰出金です。

3款2項2目母子父子福祉費の増額の主なものは、母子生活支援施設措置負担金288万2,000円で、入所者数の増加によるものです。

4款1項2目予防費531万9,000円の増額は、季節性インフルエンザ予防接種の助成額を1回接種につき500円増額し、1,500円としたものです。

委員からは、季節性インフルエンザ予防接種料金の増額の理由について質問があり、当局からは、昨年までの3種類のインフルエンザウィルスに対応するワクチンが、今季からは4種類に対応するワクチンに変更になったことにより、予防接種料金の値上げ分

を増額としたものとの回答がありました。

4款2項3目クリーンセンター費144万5,000円の増額の主なものは、人件費の増額と粗大ごみ処理施設運転管理委託料の請負差額の減額によるものです。

委員からは、粗大ごみ処理施設運転管理委託料の減額は、ごみの量が減少したことによるものかとの質問があり、当局からは、ごみの量とは関係なく、委託料の請負差額によるものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,973万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,330万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金2,939万円と前年度繰越金4,041万1,000円となっております。

歳出の主なものは、2款2項高額療養費5,053万8,000円の増額で、重篤な疾病等に係る高額医療費の増額によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について説明致します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,722万2,000円とするものです。

歳出の主なものは、3款1項1目保険料還付金95万円で、後期高齢者医療広域連合の賦課決定に基づいて還付するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第91号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について説明致します。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,011万3,000円とするものです。

歳出の主なものは、2款1項1目施設介護サービス給付費4,401万1,000円の減額と2款5項1目特定入所者介護サービス費4,361万9,000円の増額です。

委員からは、施設介護サービス給付費の減額と特定入所者介護サービス費の増額の理

由について質問があり、当局からは、法改正による施設サービスの介護報酬の引き下げと介護老人福祉施設の多床室の負担限度額の改正によるものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第12号、必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書であります。

本陳情は、安心して必要な医療・介護が受けられる社会保障の充実は必要であるため、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第13号、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書。

本陳情は、介護従事者の人材確保・離脱防止対策などの労働環境の改善と専門職にふさわしい賃金水準の引き上げが必要であるため、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で社会厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第74号、潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） お伺いします。

この報告の中で、当局からは従来の住基カードの使用も有効期限内は利用可能で、個人番号カードを作らない場合にも証明書等の発行には支障がないとの回答がありましたという報告がありましたけれども、いずれこのことについては経過措置でもありますが、有効期限内というのはいつでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 1番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 有効期限は、12月31日と言われておりますので、報告しておきます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 28年の1月1日から施行されますけれども、それは今年中にそうすれば終わると。そうならば経過措置の意味がないのではないのかと思ひまして、いずれ何年か後に有効期限が設定されていると思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

.....
午前10時47分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 3 番佐々木議員にお答え致します。

これ、発行した日から10年間が有効期限ということでございます。その住基カードとか、その個々によって発行のあれによって違うので、そういうことで報告しておきます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第74号、潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第75号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第75号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第78号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第78号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第79号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第79号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（佐藤義久） 委員長、ご苦労さんでした。

最後の方ですが、4款2項3目のクリーンセンターの粗大ごみ処理施設運転管理委託料の請負差額ですけども、施設の場所と入札制度を採用しているかということでお伺いしたいんですけど、よろしく願います。

○議長（伊藤榮悦） 質問をもう一度お願いしたいということです。

○14番（佐藤義久） ちょっと初歩的で申しわけないんですが、粗大ごみ処理施設という施設、クリーンセンターの前にある施設でしょうかということを確認したいんです。

それから、請負差額なっておりますけど、入札制度を採用しておるかどうか確認したいです。

○議長（伊藤榮悦） 1番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 入札制度ということでありましてけれども、入札制度は今のところはしておりませんという答弁でございます。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

.....
午前10時54分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 今、14番議員からありましたけれども、これは入札はさっきなかったと言いましたけれども、入札を行った結果、こういう差額が出たということでございます。

○議長（伊藤榮悦） もう一点あります。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） もう一点何でしょうか。

○14番（佐藤義久） 初歩的で本当申しわけないんですが、粗大ごみの処理施設は、どこにあるんですかって。

○議長（伊藤榮悦） 1番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） クリーンセンターの中にありますけれども、よろしいですか。横にありますけれども。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 委員長、ご苦労様です。隣にいて大変聞きにくいわけですが、2点ばかり確認を含めて質問させていただきます。

1点は、先ほどもちょっと議論になりましたけれども、請負差額、この予算書を見ますと、委員長いいですか、減額で220万3,000円、本来私どもの経験則からいきますと、すべて今回は粗大ごみ処理施設の運転管理委託料と、まさに人件費的な管理委託料だと私

は推察を致します。その観点からいきますと、当初の予算が幾らであったのか、今回の220万3,000円というのは、当初予算の何割を占めるのか、割合的に何割を占めて、結果的に入札をされたということを今、前段でご説明ありましたが、その割合と、当初予算に占める割合と結果、流れというものがどういうことなのか詳しく説明いただきたいと思います。

今一つは、この報告書の中で、報告文書の中にどうのこうの言うわけじゃない、ちょっとおかしいなと感じることは、クリーンセンター費が144万5,000円の増額の主なものは、人件費の増額だと、ここまではわかるんです。人件費の増額によって144万5,000円が補正された。その後粗大ごみの処理運転管理委託料の請負差額の減額によるものだと。どうもここがそのつじつま合わない。やろうとすれば、増額と減額の主なものはということで切り口をつけて、そして人件費の増額と請負差額がその主な理由だと、こういうふうにしてやっていかないと、私はやっぱりこう、これ掛け違いがあるんじゃないかなと。報告書、委員長が書かれたと思いますけれども、今後やっぱり一つの前例になっていきますので、ここら辺はきちっとしておかないといけないのではないかなと。その背景というものをひとつ含めてご説明いただきたいと思います。

以上2点。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

.....
午前11時00分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番。

○社会厚生常任委員長（鏡 仁志） 何回も度々申しわけありません。

今、2番堀井議員から質問されました当初予算のところは、それは審議されませんでした。

2つ目の、今、今後のあり方ということで質問ありましたけれども、そのとおりで今後こういうことのないようにやっていきたいなど、そのとおりでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

○2番（堀井克見） わかりました。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第89号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第90号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第91号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

陳情第12号、必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第13号、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番中川光博産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（中川光博） それでは、平成27年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成27年12月10日

2. 出席委員 小林 悟、藤原幸雄、藤原典男、佐藤義久、児玉春雄、菅原理恵子、
中川光博

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記 産業建設部 上下水道課 菅原智也さんをお願いをしております。

5. 審査の経過と結果

議案第80号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、下水道法の一部改正に伴い、下水道法施行令の一部が改正されたことから、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、市内における除害施設設置事業所について質問があり、当局からは、第10条の規定は特定事業場以外の施設であり、届出はないが、市内には病院等の12の特定事業場があるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第85号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、天王江川自治会から指定管理の要請があったことにより、指定管理者の指定を行うものです。

委員からは、指定管理料の内容について質問があり、当局から、市の指定管理料及び

自治会の維持管理費で管理されていることが説明され、今後内容を精査し、平成28年度当初予算への計上になるとの回答でありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第86号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、平成23年4月1日から実施している鞍掛沼公園3施設の管理運営協定が平成28年3月31日で終了することから、新たに「潟上市天王ふれあい交流センター」「潟上市鞍掛沼公園展望塔」「潟上市農山漁村活性化施設」の3施設の指定管理者の指定を行うものです。

委員からは、指定管理者の運営状況について質問があり、当局から、この3施設を一体で指定管理することにより、集客やサービスの一元化を図ることや施設管理上での経費節減に寄与するなど、相乗効果が図られるものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第87号、ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、平成23年4月1日から実施している潟上市昭和ブルーメッセ関連3施設の管理運営協定が平成28年3月31日で終了することに伴い、新たに「潟上市昭和地域農業総合管理施設」「潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場」「潟上市昭和高齢者ふれあい館」の3施設の指定管理者の指定を行うものです。

委員からは、指定管理料についての質問があり、当局から、雇用者への最低賃金確保や施設の老朽化に伴う設備修繕等により増額要望があるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入について申し上げます。

14款2項4目農林水産業費県補助金は745万6,000円を増額するものです。

その主なものは、農地集積協力金交付事業費補助金580万円で、農地中間管理機構を通じて農地集積されることが確実に見込まれる場合、交付するもので、経営転換協力金（離農貸付）19件、耕作者協力金（一部貸付）6件にかかわるものです。

多面的機能支払交付金283万6,000円を増額は、交付対象面積の拡大によるもので、394.41ヘクタールの活動範囲の増加にかかわるものです。

歳出について申し上げます。

6款1項3目農業振興費は683万5,000円を増額で、主なものは、農地集積協力金交付

事業費補助金です。

また、未来農業のフロンティア育成研修事業費補助金90万円の減額は、フロンティア研修生1名が青年就農給付金の準備型を受給したための事業変更によるものです。

委員からは、事業内容及び研修内容について質問があり、当局から、新規就農者に必要な農業技術と基礎知識及び経営技術を学ぶ研修事業であり、対象者1名は、秋田県農業試験場にて野菜コース2年間の研修期間であるとの説明がありました。

7款1項3目地域活性化イベント事業費は701万8,000円の減額で、主なものは、グリーンランドまつり実行委員会補助金400万円と芸能ショー委託料200万円の減額によるものです。

委員からは、減額理由について質問があり、当局から、地域住民生活等緊急支援交付金事業（補助金）を活用したことによる単独費の減額であることの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第92号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出について、それぞれ2万5,000円を減額し、総額をそれぞれ1億185万7,000円とするものです。

歳入は、一般会計繰入金を742万9,000円減額し、前年度繰越金を740万4,000円増額するものです。

歳出は、2款1項2目利子が2万5,000円の減額で、下水道事業債の利率見直しによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第93号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出について、それぞれ326万8,000円を減額し、総額をそれぞれ12億5,940万円とするものです。

歳入は、一般会計繰入金を2,534万2,000円減額し、前年度繰越金を2,207万4,000円増額するものです。

歳出の2款1項2目利子は333万4,000円の減額で、下水道事業債の利率見直しによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第94号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入組み替えにより一般会計繰入金を75万7,000円減額し、前年度繰越金を同額増額するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

収益的収入及び支出においての収入の1款2項2目他会計補助金は59万2,000円の減額で、企業債の利率見直しによるものです。

支出の主なものは、1款1項営業費用が96万4,000円の増額で、職員人件費の増額によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第15号、T P P交渉に関する陳情。

本陳情は、T P P「大筋合意」の詳細内容と協定本文が明らかにされていないため、内容を精査し、判断することができないことから、審査の結果、賛成多数により継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第80号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第80号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第85号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について質疑を行います。質

疑ありませんか。9番。

○9番（西村 武） 天王漁業集落運動広場、この指定管理者の指定についてということで、この報告の中では、その指定管理料の内容ということで指定管理料及び自治会の維持管理費で管理するという、こういうふうに報告書に書いていますけれども、これ実際その利用者からは、これ確認ですけれども、一切無料というようなことになっているのか、その辺のところですか。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） 今質問ありましたことですが、利用者の利用料金については、大変申しわけありませんけれども、常任委員会の中では質疑がありませんでした。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 委員長、ご苦労様でした。

この85号についてなんですが、あれっと思ったことが一つありますので確認したいと思います。

本来、指定管理というのは、指定管理規則等々、前段でも議論ありましたけれども、今回この報告によりますと天王の江川自治会から指定管理の要請があったことにより、指定管理者の指定を行ったんだと。当事者から要請あったと、市に対して、そういう説明になっていますが、これは今までの自治会館、あるいはまた後段に出てくる例えばくららをはじめとする施設、あるいはブルーメッセ等々含めて、その要請があったから指定管理者にするのか、指定するのか、あるいはまた、市側の方で主体的にものを進めるのか、ここが非常に大事なところなんですよね。どちらが主と従ということじゃないんですけれども、指定管理というものが行政の方針として今までも進めてきている。3年から5年のスパンだということで、今回は指定管理が変わるわけでありましてけれども、このことは、さらっと書いてありますけれども、要請なのか云々というのは非常に大事なことで、ここら辺改めてどういう質疑されて、こういう報告書に至ったのかということの経緯を明確に説明していただきたい。これ一点。

さらに、いいですか、委員からの質問と云々というところに、これ、市の施設なんですよね。例えばこの江川の天王漁業集落運動広場、グラウンドだね、江川のグラウンドは、市の施設でありながら、必要で指定管理の要請があった指定管理者として定めると。ここまですごくいいですね。指定管理料、その管理そのものは指定管理料及び自治会の維持管

理費でもって管理されていると。ここだね、問題は。本来はやっぱり指定管理が必要になれば、それは市の財産なり施設の管理をお願いするわけですから、委託するわけですから、自治会費で云々ということになれば、これ非常に微妙な問題になってきますよ。ですから、ここら辺の線引きがどうなっていて、指定管理料及び自治会の維持管理費で管理されているという文言で報告されたのか。これは今後あらゆる指定管理方式をとっている市にかかわるところの施設と重大なかかわりもってきますので、この内容等についても、こういう報告に至った経緯というものを明らかにしていただきたい。

以上2点お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） 今2つ質問をいただきましたので、1つ目の質問ですが、この指定管理の要請があったことによりというこの「要請」の文言が報告書としてはっきりしていないのではないかなと、こういう質問内容だと思います。当然指定管理ですので、自治会と、例えば指定管理を委託する自治会との当然折衝あるわけですので、これがどちらが従で、どちらがその主かというあたりの判定というのは、今回のこの江川自治会につきましては、既に指定管理を実施されていますので、継続して実施したいと、こういうことのいろんな交渉事ですので、当然契約交わさないといけないと思いますので、当然その契約書、文書を提出しなければいけないので、そういう点から報告書では「要請」ということのこの文言を使いましたけれども、これがおっしゃるとおりお互いの契約交渉事項ですので、どちらが主かどちらが従というよりは、自治会もしっかり納得する、行政もしっかり納得してその管理を委託する、こういう内容が必要なのかなと、こういうふうに思いますので、この指定管理の自治会の方からも指定管理の要請があったと、引き続き管理したいと、こういう交渉事の中でこういう文言を使いました。

○議長（伊藤榮悦） 委員長、推測とかそういうことじゃなくて、経過と結果だけで結構です。

○産業建設常任委員長（中川光博） 今、経過です。

2つ目ですけれども、これも大変重要な点だということのご指摘で、そのとおりだと思います。

これちょっとひもときますと、報告書、説明足りなかったかと思いますけれども、この全体にかかわる予算、管理料が118万7,000円という説明を受けています。その中で

市の方からは95万円、自治会の方からは23万7,000円を出している、ということですが。なぜ自治会からこの23万7,000円を出さなきゃいけないかということですが、説明の中では、例えばアメシロ防除、あるいは草刈り等々、自治会の中とこの公園とダブる部分がありますので、この事業を自治会が行う場合に自治会の費用の中から23万7,000円を出している、という説明がありました。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） まず1点目について、委員長、今、経緯をご説明されました。かなりの部分は理解できたんですが、私やっぱり今までの経緯からいっても、自治会が指定管理を要請してくる筋合いのものではないと、基本的には。公共財産、公共施設ですから、市が自治会なり指定管理者側に要請をしていくものが本来の姿だろうと。ここの部分をきちっとしておかないと、全体の指定管理、行政に私やっぱりね重大な影響を及ぼしてくるんじゃないかなと思いますから、委員会でそれ以上詰めなかったとすれば、委員長の立場で答えるのもこれ大変なわけでありまして、主か従とかということよりも、少なくとも公共財産を指定管理をお願いするというのが基本スタンスでなければ、私はおかしいんじゃないかなと思いますので今申し上げました。これ以上無理だとするならば、それ以上、委員長にお尋ねしてもしょうがないわけで、今後そこらあたりの基本的な捉え方、考え方というものは、やっぱりさらに詰めていかなきゃならないのかなと。今回は指定管理のあくまでも当局に対して管理、5年間なら5年間のスパンでやりましょうという議会に対する同意を求めるということであって、この後、来年度予算に恐らく管理料というものが今おっしゃったとおり何十万とか今度、場合によってはこの後段であればね何千万、5年のスパンになれば何億と膨れ上がっていくわけですから、そのときにやっぱりきちっと詰めておかないと、将来をもってですぬいけないのじゃないかなということで申し上げておきます。その点について、もしお答えがあればもう一度お願いしたいと思います。

それから、後段の部分なんですけど、118万7,000円のうちの詳細は市が95万円だと、おおよそ。自治会が23万円だと。アメシロ云々等々とありました。ここらもですね、きちっとやるのがやっぱり原則、きちっとやるのが。例えば後段に、例えばブルーメッセのグラウンドゴルフ場ってありますよ。木があれば、これはアメシロかけなきゃ駄目だ。さまざまなものが同じ基準値で指定管理料というものを積算し、そして5年なら5年の

スパン掛けるで指定管理を市が要請しているのだと。ここらもやっぱりだんだん指定管理というものを行政の守備範囲が広がってくればなるほど、やっぱり曖昧模糊とは言いませんけれども、きちっとしておかないと、すべて税金がかかってくる問題でありますから、ここらはやっぱり将来も含めてきちっとするためには大事な部分だろうと思いますから、基本的にはやっぱり指定管理料、施設というものはやっぱり市が負担すべきですよ、基本的には。アメシロ云々とかじゃなくして。やっぱりそれらも包含した形で出しますと、指定管理料として。自治会費の中でそれを、少なくとも江川自治会のものの年間予算を割って、そこを公共施設を管理するなんていうことは、私はやっぱりちょっといびつだと思いますよ、形おかしいと思いますよ。ですから、そこらも今回質疑しなかったとすれば、それは結構ですけれども、予算をつける段階でやっぱりお互いにきちっとしなきゃならないことかなというふうに感じました。その点について、もし委員長、報告ないと、質疑しなかったとなればそれでいいですが、私、議員の一人としてそういうことのことを考えたということを質問の中でひとつ申し上げておきたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） 追加の質問とご意見でしたので、大変ありがとうございました。

おっしゃるとおりですね、そのとおりだと思います。常任委員会でも、今回は管理料の予算ではありませんので、28年度当初予算も当局の方からも今後精査し、この予算計上になるとの回答がありましたということで、まさに今の質問を当局の方でも踏まえながら予算計上してくるものと思われま。

なお、この指定管理については、やはりだんだん精度をしっかりと上げていかなければならないということのご意見ですので、まさにそのとおりだと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第85号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第86号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 議案第86号の鞍掛沼公園の指定管理の件で、委員長の方へ質問致します。

書いたその理由については、このとおりだと思うんですが、これは異存ありませんが、指定管理者の相手方の天王グリーンランド株式会社については、引き続きまた5年間の指定管理者ということですが、最近のグリーンランド株式会社の経営状況についての報告を見ていますと、お湯の採掘のこともありましたけれども、お客さんが減ったり、あるいは営業できなかつたということで、非常に収支の状況が、ちょっと悪くなっているのじゃないかなと。したがって、赤字経営を余儀なくされているということでもあります。そういうことから、今年の決算では株式資本の減資しまして赤字に充当しているということでもあります。但し、それでも平成26年度決算の赤字は赤字繰越をしているということで、大変厳しい経営状況にあるのかなと、そんな感じであります。そういうことはあれだけでも、今回の指定管理者の選定委員会も開いて、選定者として適格だということもあったと思うんですが、いずれ委員会の審議の中で、そういう状況について議論があったのでしょうか。それとも、それに対してやっぱり改善方のことについてのいろいろな何かありましたら、ひとつお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） 今質問ありました件ですけれども、ここにあります天王グリーンランド株式会社が指定管理するこの3つの施設個々の経営内容については、常任委員会の中で質疑はありませんでした。今おっしゃいましたその全体について、かなり細かくというわけにはいきませんでしたけれども、今のお話も本会議で確か質問があったようですので、その件について常任委員会で質疑を致しました。

その中で、登記簿上は資本金8,000万円ということですがけれども、今お話ありましたように累積等々の赤字等々もあると、こういう説明がありまして、数字的には今27年度

ですけれども、この27年度決算の累積の見込み、見込みですのではっきりしてませんけれども、累積では3,500万円ほどの赤字になるのではないかと、こういうお話がありましたし、あと、26年度の決算が出ていますので、資本金はその8,000万円そのまま登記簿上計上してはいますけれども、この決算における純資産合計26年度末ということで、純資産、これが4,780万円ほどだと、こういう報告を受けております。それ以外のさっき言いました、どうしてそうなっているのかとか、今後どうするのか、その点については今回予算計上されていませんので、その予算計上のときには、かなりその点は常任委員会としても今おっしゃいましたとおり、その3つの施設ごとにいろいろ審査、審議されるものと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに。3番。

○3番（佐々木嘉一） 今、非常に前向きな回答もらいましたけれども、要するにグリーンランド株式会社は、やっぱり累積赤字を抱えて、しかも減資によって補てんしているということですので、そういう経営状況について、やっぱりいち早く健全な経営にしてもらいたいと、あるいは改善計画とか、そういうものもきちんとやっぱり踏まえた上で指定管理5年間を考えるとというのが一つのこの契約についての考え方ではないかなと思って私申し上げたんですが、いずれ経営が厳しいところですが、ひとつ改善努力をして健全経営にした上でやっぱりきちんとした指定管理者としての責務を果たしていただきたいというふうなことであります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 委員長、どうもご苦労様です。

先ほど3番さんの質問の答弁で、当局の今年度の累積赤字の見込みが3,500万円ほどだという当局の報告があったということでございますが、先般私どもに配付されましたグリーンランド株式会社の決算状況を見ますと、本年度の決算の予想、純益、幾らと計上されているか、その辺のところについて話し合いましたか。というのはですね、決してその3,500万円までにはつまらないと。一千何百万相当の純益を上げないとできないが、経営予想としては全然違った予想の数字を上げているはずですので、そこをちょっと確認しましたかどうか、委員会の審査の結果を教えてください。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） 常任委員会では、そこまでは審査していません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 今、お二方からこの鞍掛沼の公園3施設について質疑がされました。

実はこれ、大変やっぱり大事なことで、前段の指定管理施設等々とまた違った意味で、非常にこの重いもの、深いものがあると、私はそう捉えています。前段もそうだし、この後、ブルーメッセの方もなんですが、その中には指定管理料の内容について質問があったと。委員長の報告ですよ、報告の中で、ここだけ指定管理料の質問がなかったのか。前もあるし、後もあるんですよ。ですから、本来まず、これ理想を申し上げるわけじゃないんだけど、指定管理者と、それから指定管理料というものは、当然事業内容、その目的、何を求めるために存在してて、そして指定管理者までもっていくのか。これ不離一体に進めていくべきですよ。不離一体、全体を包含して進めていって、最終的に行政目的、費用対効果を上げていくということなんですよ。私はこの、先ほど来、決算の赤字が三千数百万ということに出っていますが、私はその経営が極端に経営の仕方に問題があると私は思いません。ですから、時代が変化したり、当然温泉くららだとすれば莫大な燃料も使う。燃料の単価がどういうふうな動向で流れてきているのかとか、私の記憶からいきますと、天王の時代で、今から20年ぐらいか、それ前にもう既にできている施設ですから、形あるものは劣化してきますよ。備品だって劣化してきますよ。そういうものも含めて、一方においては潟上市唯一の何十万という交流人口であるし、また、市民3万4,000人の福利厚生施設としては、もうかけがえのないものなんですよ。ですから、我々はお互いに、当局だけがこうじゃなくして知恵を出し合いながらね、この先も交流人口の増大、あるいは地域の住民の福利厚生施設、にぎわい創出等々という包含的なものの捉え方をして、例えば赤字があるとすれば、みんなで知恵を出したり、あるいはまた応援したりして、これを維持していかなければ、むしろ潟上のへそを失うということになりかねないので、ここは、もうどうのこうのこうというよりも、お互いにやっぱりそういう将来発展していくんだというプロセスでやっぱりやっていかなきゃならないものかなと思います。ですから、今回のこの指定管理者誰にするかという部分において、指定管理料も現状の中で、今、赤字という論が出てきたんですが、なぜそういうものが発しているんだかということも含めて、つぶさに議論してほしかったなど。場合によっては来年度の予算のときには、その事情を踏まえながら、我々議会としても

意見は言うことは言うんだけど、順調に維持管理できるような体制というのはどういう姿なのかと、まさに本来の姿だということも含めてやっていかなきゃならないのかなと私は思っています。したがって、その部分において、指定管理料について全くここに載ってないんだけど、委員長、ここだけスポッと抜けたというのは、何か事情あったのか。実際単純に指定管理料についての質疑がされなかったのか、そこら辺含めてですね、今私申し上げたことについての審査の経緯ございましたらひとつご説明いただきたい、なければならないで結構です。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） 鞍掛沼3施設の指定管理料だけ質問がなかったのではないかなということで、おっしゃるとおりです。

この大きな施設ですので、おっしゃるとおりなのですけれども、指定管理料幾ら幾らという説明なくて、多分その28年度予算にかなりその点は精査して盛り込んでくるだろうという予想も常任委員会であったと判断しておりますけれども、従来どおりそれぞれ3施設、くらはは3,000万円プラス燃料高騰代の544万5,000円、スカイタワーは1,100万円、産直センターは1,700万円という指定管理料、従前どおりありますので、それが次年度の予算で幾らになってくるかということは、今おっしゃるとおり大変常任委員会でも3月議会は、かなり精査すべきものと思っております。

そういうことですので、ただもう一つですね・・・もう一つ、今質問にありました交流人口等々の説明もいただきまして、これはおっしゃるとおり説明の中では、くらはには年間30万4,000人、スカイタワーには4万5,000人、産直センターには23万4,000人、足すと当然重なりますけれども、プラスしていきますと60万人ほどがこの3施設を使っているということですので、まさに堀井議員のおっしゃるとおりのことだと思いますので、この次の指定管理料が計上される議会においては、かなりそのあたりのことが審査されるものと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 懇切丁寧にありがとうございます。私見述べるわけにいきません。委員長に対する質疑ですからね、それも私、重々承知しての質問をさせていただいております。

要は、60万人という交流人口、市民も含めて、やっぱりこれを我々やっぱり当局だと

か議会だとかじゃなくして、市民も含めて一体となってこれをサポートしていくと。そして潟上市の軸にして活性化にやっぱりつなげていくと。やっぱりこういうきちっとしたものの考え方とプロセスを踏んでいかなきゃ駄目だろうというふうに思います。本来であれば指定管理者を定めるというのは、その組織の実態はどうなのか、果たして5年なら5年のスパンで耐え得るのか等々も含めて、我々はもう総務常任委員ですから、質疑したくてもなかなか所管でありませぬのでできないということもありますので、そこらも期待しながら中川委員会の方に付託したという思いもあるんです。ですから今回、どちらかと言えば予算も3月議会で来るのでという思いが強いようですけども、できればそういう全体を包含した、フォローした形での質疑をして、この指定管理者はふさわしいのか否かということの判定をしていただければ、あるいはまた委員会としての議論をしていただければよかったなということを申し上げて、一応まず質問は終わります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第86号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第87号、ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第87号、ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第92号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第93号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第94号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

陳情第15号、T P P交渉に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

これから平成27年度各会計補正予算案について順次、討論、採決を行います。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第89号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第89号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第90号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第90号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第91号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第91号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第92号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第92号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決

されました。

議案第93号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第93号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第94号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第94号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は、すべて終了しました。

ここで市民福祉部長から発言の申し出がありますので、これを許します。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 議員の皆様には、大変お疲れのところ申しわけありません。

12月11日、高市総務大臣が、本市を含む5市町村が通知カード作成に伴い、誤りがあったと記者会見をした件についてご報告致します。

この度の事務処理の誤りについては、地方公共団体情報システム機構から初期情報処理中に、転居等の情報を送信した場合、通知カードが印刷されない事案が発生する場合があります旨の通知がありました。しかし、本市においては既に送付していた転居情報の一部である2世帯4名分の番号通知書類が作成されていない情報が確認されたものでございます。

送付されなかった2世帯4名分については、システム機構に12月2日付で再度送付先情報を送信して処理を完了するとともに、2世帯には送付されなかった経緯を説明の上、謝罪しております。

なお、2世帯にはシステム機構側から12月20日までに番号通知書類が送付される予定となっております。

今回の事務処理の誤りにより、市民の方々に不安とご迷惑をおかけしましたことに深くおわび申し上げます。

今後は、適正な事務処理に努めるとともに、市民の皆様の信頼に応えるよう努力してまいります。

まことに申しわけありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これをもちまして、平成27年第4回潟上市議会定例会を閉会します。どうもご苦勞様でした。

午前11時55分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 伊 藤 榮 悦

〃 署名議員 澤 井 昭二郎

〃 署名議員 藤 原 幸 雄